

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	自主表示対象機械器具等の検査体制の整備	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号： 03-5253-7523
評価実施時期	平成24年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 自主表示対象機械器具等の検査体制の整備を行う。</p> <p>【内容】 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業者は、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行うとともに、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととする。</p> <p>【必要性】 自主表示対象機械器具等の総務大臣による回収等の命令権を創設するにあたって、現行制度では自主表示対象機械器具等が規格に適合していることを確認することができる検査記録の作成・保存が制度的に整備されていないことから、総務大臣による回収等の命令に支障をきたし、国民の生命、身体及び財産に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、自主表示対象機械器具等の検査体制の整備を行う必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	・消防法第21条の16の3
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	製造又は輸入業者は、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行い、当該検査に係る記録を作成し、保存するための費用が発生する。	
(行政費用)	自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業者は、自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行うとともに、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととすることによって、規格に適合しない自主表示対象機械器具等が市場に流通した際に、総務大臣による回収等の命令を円滑に実施することができ、国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものである。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	自主表示対象機械器具等の検査体制の整備を行うことによって、規格に適合しない自主表示対象機械器具等が市場に流通した際に、総務大臣による回収等の命令を円滑に実施することができ、国民の生命、身体及び財産の保護に寄与する一方で、製造又は輸入業者の負担は当該器具等の検査に係る記録の作成・保存のための費用が発生するのみであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	「「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について(報告)」(予防行政のあり方に関する検討会、委員長：平野敏右 東京大学名誉教授)	
レビューを行う時期又は条件	政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		